

(仮) 豊田市いじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止に関する基本的な理念を定め、市、学校、保護者、子ども、地域住民、事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する取組の基本となる事項を定めることにより、市全体でいじめの防止の取組を推進し、もって、全ての子どもたちが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会の実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例で「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 この条例で「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）、高等専門学校をいいます。

3 この条例で「子ども」とは、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）第2条に規定する子どもをいいます。

4 この条例で「児童等」とは、学校に在籍する児童、生徒又は学生をいいます。

5 この条例で「事業者」とは、市内において子どもを対象とする事業や活動を行う人や団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめ防止の取組は、いじめは人間として絶対に許されない行為であること及びどの子どももいじめに関わる可能性があることを踏まえ、全ての子どもが学校や地域で安心して学び、様々な活動に取り組み、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、又は役割を担い、市全体で積極的に行わなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、学校及び事業者における取組を含め、市全体におけるいじめの防止のために必要な施策を行わなければなりません。

2 市は、いじめの防止のために、学校、事業者、関係機関、保護者及び地域住民との連携が図られるよう取り組まなければなりません。

(学校及び学校の教職員の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、当該児童等を守り、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処しなければなりません。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもの教育についての第一義的責任を持ち、その保護する子どもがいじめを行うことがないように、日頃から子どもの良き手本となり、規範意識や他人を思いやる心を育てるよう努めるとともに、子どもの気持ちや考えを受け止め、十分に話し合いを行うよう努めなければなりません。

2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合若しくはいじめを行った場合又は子どもからいじめについての相談を受けた場合には、被害を受けている子どもの安全を確保し、速やかに学校、事業者、関係機関その他の関係者に事実を伝えるよう努めなければなりません。

3 保護者は、市、学校及び事業者が行ういじめの防止のための取組に協力するよう努めなければなりません。

（子どもの役割）

第7条 子どもは、自分を大切にするとともに、周りの人に対する思いやりを持ち、お互いが大切な存在であると考え、行動するよう努めなければなりません。

2 子どもは、いじめをなくすために何ができるかを考え、いじめをなくすことに取り組むよう努めなければなりません。

3 子どもは、いじめを見つけたときは、いじめをはやしたてたり、いじめを見て見ぬふりをしたりするのではなく、学校の教職員、保護者等の周りの大人に相談するよう努めなければなりません。

（地域住民の役割）

第8条 地域住民は、地域において、子どもの見守り及び子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めなければなりません。

2 地域住民は、市、学校、事業者、関係機関その他の関係者が行ういじめの防止のための取組に協力するよう努めなければなりません。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめの早期発見に努めなければなりません。

2 事業者は、学校、保護者、関係機関その他の関係者と連携して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりの推進に努めなければなりません。

3 事業者は、いじめを発見した場合は、被害を受けている児童等の安全を確保し、本人や保護者の意向に沿いながら、学校、関係機関その他の関係者と連携して対応する等、いじめの解決のために対処するよう努めなければなりません。

4 事業者は、従業員等に対していじめの防止に関する研修の機会の確保に努めなければなりません。

（いじめ防止基本方針及びいじめ防止に関する計画）

第10条 市は、いじめのない社会の実現を目指すため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づ

き、豊田市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、もって子どもの健やかな育ちを支えます。

- 2 市は、基本方針にのっとり、市におけるいじめ防止に関する計画を定め、総合的に施策を推進します。

（関係者との連携等）

- 第11条 市は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校、事業者、保護者、地域住民、関係機関その他の関係者の間の連携の強化及び必要な体制の整備を行います。

（いじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

- 第12条 市は、いじめの防止のための対策が、専門的な知識に基づいて適切かつ迅速に行われるよう、次のことを行います。

- （1）学校の教職員又は事業者の従業員等への研修の充実
- （2）心理、福祉又はいじめ対応に関する専門的な知識を持ち、いじめに関する対応のできる職員の確保
- （3）市立学校における生徒指導に係る体制充実のための職員の配置
- （4）前3号に掲げるもののほか、いじめの防止のための対策に必要な措置（豊田市いじめ問題対策連絡協議会）

- 第13条 教育委員会は、いじめの防止等に係る関係機関、事業者その他の関係者との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、豊田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」といいます。）を置きます。

- 2 連絡協議会の委員は、20人以内とします。

- 3 連絡協議会の委員は子どもの権利、福祉、教育等に関して知識及び経験のある人、市民及び事業者のうちから、教育委員会が選びます。

（豊田市いじめ防止対策委員会）

- 第14条 教育委員会は、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下、基本方針に基づくいじめ防止の対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定により、豊田市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」といいます。）を置きます。

- 2 対策委員会の委員は、15人以内とします。

- 3 対策委員会の委員は、公共的団体等が推薦する人、弁護士、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人、関係行政機関の職員、学識経験者その他教育委員会が適当と認める人のうちから、教育委員会が選びます。

（豊田市いじめ問題調査委員会）

- 第15条 教育委員会は、法第28条第1項の規定により、いじめに関する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議を行うため、豊田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）を置きます。

- 2 調査委員会の委員は、15人以内とします。

- 3 調査委員会の委員は、公共的団体等が推薦する人、弁護士、心理、福祉等

に関する専門的な知識を有する人、関係行政機関の職員、学識経験者その他教育委員会が適当と認める人のうちから、教育委員会が選びます。

（個人情報の取扱い）

第 16 条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに十分に留意し、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはなりません。

2 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはなりません。

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長又は教育委員会が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

（豊田市附属機関条例の一部改正）

2 豊田市附属機関条例（平成 4 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 豊田市いじめ防止対策委員会の項及び豊田市いじめ問題調査委員会の項を削る。

（豊田市子ども条例の一部改正）

3 豊田市子ども条例（平成 19 年条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 20 条」を「～第 19 条」に、「（第 21 条～第 26 条）」を「（第 20 条～第 25 条）」に、「（第 27 条～第 30 条）」を「（第 26～第 29 条）」に、「（第 31 条）」を「（第 30 条）」に改める。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とし、第 17 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 5 章中第 20 条を第 19 条とし、第 21 条から第 26 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 6 章中第 27 条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする。

第 29 条第 3 項中「いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び」を削り、同条を第 28 条とし、第 30 条を第 29 条とし、第 7 章中第 31 条を第 30 条とする。